

情報あら

交通遺児に育成給付金を支給する制度があります

70歳未満の 国民健康保険加入者の皆さんへ

国民健康保険に加入されている70歳未満の方が、入院により自己負担限度額を超えて支払った医療費（月額）は、これまで市に申請することで超えた分（高額療養費）が払い戻されていました。

4月からは、原則入院前に『限度額適用認定証』（課税世帯の方）または『限度額適用・標準負担額減額認定証』（非課税世帯の方）を医療機関に提示することで、支払いが自己負担限度額までとなります。

また、高額療養費委任払い制度を利用されていた方は、4月以降の入院分について『認定証』を提示することにより、委任払いの手続きをする必要がなくなります。

◎申請の時期

区分	申請の時期
4月以降入院される方	入院前
4月以降も引き続き入院される方	4月以降速やかに

◎自己負担限度額

区分	自己負担限度額
上位所得者（※1）	150,000円（83,400円）（※2）
一般	80,100円（44,400円）（※3）
非課税	35,400円（24,600円）

- ※1 上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。
- ※2 医療費が500,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算します。
- ※3 医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算します。
- ※（ ）内の金額は、過去12カ月間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降の限度額。

◎手続きに必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・印鑑
- ・標準負担額減額認定証（交付されている方）
- ・前住所地での課税証明書（転入者の方のみ）
- ※外来や複数の医療機関への支払い、『認定証』を提示しなかった場合で自己負担限度額を超えたときは、これまでどおり国民健康保険の窓口で、高額療養費支給申請を行うことになります。
- ※保険税を滞納している方は、原則申請は認められません。

問い合わせ
国保・年金グループ（☎⑧1771）

自動車事故で交通遺児となられた方の家庭生活を安定させるため、国と民間団体の協力によって（財）交通遺児育成基金が設立されました。この基金に13歳未満の方が拠出金を支払って加入すると、19歳に達するまで育成給付金が支払われます。

▼拠出金（加入時）

歳：485万円、	歳：630万円、	歳：700万円、	歳：5歳：	歳：6歳：	歳：7歳：
560万円、	550万円、	550万円、	665万円、	595万円、	595万円、
12歳：11ヶ月	10歳：12ヶ月	10歳：12ヶ月	7・8歳：11ヶ月	6歳：11ヶ月	5歳：11ヶ月

▼育成給付金（月額）

満：455万円、	12歳：430万円
3歳：3万2千円、	6歳：4万円、
9歳：11歳：5万5千円、	8歳：14歳：5万円、
12歳：15歳：18歳：	12歳：15歳：18歳：
7万円	7万円

※3カ月分まとめて支払われます。

▼他の給付金

加入者が、小中学校、高等学校に入学すると
きや就職するときにそれぞれ3万5千円。加入者が19歳に達し、
育成給付金の支給が完了すると
きに完了給付金2万円を支給し
ます。

4月の市立図書館行事

日 時	場 所	行 事 名	対 象
4月7日(土) 13時30分		読み語り『絵本劇場』	幼児、小学生
4月11日(水) 10時30分	市立図書館	おはなしくれよん 『わらべうたと 絵本の読み聞かせ』	幼児
4月28日(土) 13時30分		おはなしぱけっと 『絵本・紙芝居の 読み聞かせ』	幼児、小学生

▶参加料 無料

※乳幼児・幼児は、保護者同伴とします。

※6月まで毎週木曜日は19時30分まで開館時間を延長（試行）しています。どうぞご利用ください。

問い合わせ 市立図書館（☎⑧4324）